主 文 本件控訴を棄却する。 当審における未決勾留日数中二一〇日を原判決の刑に算入する。 理 由

本件控訴の趣意は、弁護人高松滋作成名義の控訴趣意書に、これに対する答弁 は、検察官須田滋郎作成名義の答弁書に記載されているとおりであるから、これら を引用する。

1、 そして、B鑑定の骨子は、「被告人は、本件犯行当時、有機溶剤の長期乱用に基づく中毒性精神病状態にあり、両親は別人の替玉であるとのカプグラ症候群を示すとともに、両親と入れ替つた男女から殺されてしまうという被害妄想を生じ、この妄想的確信(カプグラ症候群と被害妄想)を基盤に有機溶剤急性中毒における脱抑制による短絡反応として本件各犯行に至つたものであり、本件各犯行が病的体験に支配され、これに影響された犯行であることは明白であるから、被告人は本件各犯行当時いずれも責任無能力であつたと認めるのが妥当である。」というのである。

これに反し、E鑑定の要旨は、「被告人は有機溶剤の長期乱用によつて、 2. 『両親が何者かに入れ替つている。』との妄想様観念を生じ、いわゆるカプグラ症 候群と呼ばれる中毒性精神病状態が本件各犯行の動機に重要な関与をしていること は否定できない。これに有機溶剤酩酊が合併し、事理を弁識し、その弁識に従って 行為する能力に著しい障害を生じていたと考えられる。ただ精神分裂病者に生じる カプグラ症候群には知覚障害が存在せず、突発的に生じ、なみなみならぬ確信を持 ち、経験や推理によつて影響されないものであるのに対し、本件被告人の場合の右 症候群は、有機溶剤による酩酊といつた知覚障害を背景に、両親に対する敵意とい つた心的機制が作用して生じていたと思われ、被告人自身本件犯行前日まで両親が 別人と入れ替つているという観念について半信半疑であつたし、逮捕直後すでに病 識が存在し、薬物治療や専門家による精神療法等なしに右妄想様観念が消失しても いる点等からして、精神分裂病者にみられるものと質的に異り、人格の中核まで妄 想に支配され障害されていたものとは認められない。そして、妄想の内容も、被告 人が今にも生命の危険を感じるといつた緊迫したものではなく、また本件各犯行当 時の有機溶剤による酩酊の程度も、抑制の欠如は見られるものの、普段の酩酊と量 的・質的に異なるものではなく、見当識や記憶は保たれ著明な意識障害は存しなか つたことをも考え併せると責任能力を完全に喪失していたと認めるのは疑問であ る。」というのである。

3、またG鑑定の要旨も、「被告人は、本件各犯行当時、有機溶剤の長期乱用によつておこつた『カプグラ症候群』といわれている妄想状態にあり、これに有機溶剤による急性酩酊の影響が加わつて、正常な判断力と抑止力が著しく障害された状態にあつたが、被告人の犯行前後の行動には論理的な理由があるようにみえるものがかなりあつて、右判断力、抑止力が完全に喪失していたとまではいえない。」というのである。

三、 右三つの鑑定は、本件各犯行当時の被告人の精神状態が、シンナーの長期

乱用によつて生じた中毒性精神病状態としての、「カプグラ症候群」と呼ばれる妄想に支配され、これに直前のシンナー吸引による急性酩酊の影響が加わつたもので あつたとする限度においては軌を一にするものである。

このうち被告人が本件各犯行当時「カプグラ症候群」と呼ばれる妄想に支 配されていたとする見解は、次の諸点から十分に首肯するに足りるものである。 すなわち、第一に右は、原審取調べの関係各証拠により認められるところの、被

告人が本件以前かなり長期間にわたつてシンナーを乱用し続けてきた事実や、本件 犯行にいたるまでの経緯、本件各犯行の態様、本件各犯行後の被告人の行動など、

本件を中心とする客観的な事実関係の流れとよく符合している。

また、第二に、被告人が本件各犯行の動機として、捜査段階の当初から一貫して 供述しているところともよく符合している(そもそも、本件各犯行当時被告人が、 いかなる異常感覚に支配されていたのか、及びこの異常感覚がいかなる強度をもつ たもので被告人がどの程度これに影響され支配されていたかという点については、事柄の性質上被告人自身の供述するところに大巾に依拠せざるをえないと思料されるところ、この点につき被告人が供述するところに関しては、その信用性について 慎重な吟味が必要であることはいうまでもないが、G鑑定も指摘しているように 右のような主観的異常体験を述べる被告人の供述が、前述のように捜査段階の直後 からほぼ一貫していること、被告人の供述しているところの症状は、従来精神医学 者によつてその症例が報告されているところの「ソジーの錯覚」あるいは「カプグラ症候群」と呼ばれる症状によく符合していること、被告人が従来こうした精神症状について何らかの予備知識を有していたことを窺わせる何らの証拠もないこと、被告人はこれまでその生活態度についてしばしば両親に叱責されたことにより両親に対してある種の不快感を抱いていたことは窺われるものの、両親との間に従来格 別不和というほどの緊張した関係にはなかつたことは証拠上明らかであるし、その 他本件ではその動機として考えられるような事情は全く窺えないこと、被告人がこ のように従来格別不和であつたとまではいえなかつた両親を突然襲い、原判示のよ うな残忍悽惨な方法で両親を殺害しているという本件の各犯行の異常さ自体からし ても、そこに何らかの異常心理、精神障害が大きく作用していたであろうことは否 定しうべくもないことなどに徴するとき、被告人がことさらに右のような妄想を虚構供述しているという詐病佯狂の疑いや、己れの罪責を軽減せんがためことさらに本件各犯行当時の自己の心理を歪曲あるいは誇張しているという疑いをさしばさむ 余地はないと思料されるのであり、したがつて、被告人の本件犯行当時の自己の心 理状態に関する供述部分はその大筋において十分に信用できるものと考えられ る。)。

さらに、第三に、被告人には右妄想の原因となるような精神分裂症等の疾患もな く、また、そうした精神病に罹患しやすい遺伝的負因もない(右の三つの鑑定が一致して認めるところである。)。 なお、第四に、被告人の場合、その「カプグラ症候群」の特徴的症状は、シンナ

-の吸引がひんぱんになった本件各犯行の約一ケ月前から急速に強まっている反 面、本件によつて逮捕、勾留されシンナーから隔離されるや、その症状が急速に低 下、消失しており、その症状の濃淡と被告人のシンーナー吸引の頻度との間に強い 相関関係が認められるものである。

2、 また、右各鑑定意見のうち、本件各犯行当時、被告人がその直前のシンナ -吸引による急性酩酊状態にあつたとの点も、関係各証拠によつて十分に裏付けら れており、疑いをさしはさむ余地のないところであることも原判決が説示している とおりといわなければならない。

そこで、次に、右のように、B鑑定は心神喪失という結論に傾くべき内容 であるのに対し、E鑑定及びG鑑定は心神耗弱という結論に傾くべき内容となつて

いるのであり、そのいずれを採用すべきかを検討する要がある。 1、 まず、右カプグラ症候群による妄想がどの程度強固なものであり、どの程度まで被告人を支配していたかという点であるが、この点については、B鑑定においては、右妄想は本件各犯行の約一ケ月位前から徐々に形成され、同人が問診をしたのでは、右妄想は本件各犯行の約一ケ月位前から徐々に形成され、同人が問診をしています。 た段階まで継続的に存在した確信となつており、きわめて持続的、固定的なものであり、精神分裂症に起因するカプグラ症候群とは質的に異なつたものではないとさ れているのに対し、E鑑定においては、本件各犯行の前日まで被告人自身半信半疑 であつたことからも明らかなように、約一ケ月前から持続的、固定的な確信として 継続していたものではなく、そのような入れ替りの疑念が生じたり消えたりしつ つ、シンナーの乱用が頻繁になるにつれて強まつていつた浮動的なものであつたの

であり、また、その疑念もかなり非確信的なものにすぎず、本件各犯行の際も、シンーナーの吸引をやめてから約一時間を経過していることに、徴し、かなり醒めはじいるでしていた(シンナー吸引の急性酩酊状態は吸引をやめるを連続にこれるであるとする。)こともかではないの場合に見られるはは一個であるとする。)こともではないであるとは、本件各犯行の場合に見られるは、とは、とは、とは、とは、とは、とは、とは、とは、とは、というのであり、精神分裂に、なみならは、というでは、は、は、というにより、は、は、というによる配子というには、ないもいうのであり、であるように感じているというのであり、のののである。のである。のである。

る見解に立つているものである。 2、 そこで、この点について吟味検討することとする。 (1) まず、この点に関する被告人の供述をつぶさに検討すると、司法警察員に対する昭和五九年三月六日付供述調書では、「見ているうちに母の顔じやあなく して似ている顔はしていても母じやあないのを知りました。」、「私は外で云つて いる人は父じやあないと思つて、登山ナイフを右手にしてやや後ろに隠して…… …」、「今でも母と父を殺したのではないと思つています。よその知らない人を殺したと思つています。」などと供述しており、司法警察員に対する同年同月九日付供述調書では、「両親を殺したという事ですが、ほんとうに私は他人に見えたからコタッに入っていた母の顔が違っていたから……。この父というのは、いつ頃から か覚えていませんが、私の父じやあないと思う様になりました。父じやあないのを 確認したのは、三月二日の夜、父が会社から帰つて来てそれから一階の部屋で母を 前にしてコタツで酒を飲んでいる父にたのんで腹の傷を見せてもらいました。…… 私が頼んで見せてもらつた人の傷は、同じような傷でも違つていました。そんな訳で、私は、父じやあないその男を殺してやろうと……」と述べており、検察官に対する同年八月七日付供述調書では、「三月二日の夜、お父さんから腹の傷を見せて貰い、この人は本当のお父さんではない、別人だなと思いましたが、それでも夜 中にお父さんのことを考え続けていたということはありませんでした。」と述べ、 また、検察官に対する同年同月八日付供述調書では、「一晩中、眠れなかつた私の 気持はイラ立つておりましたが、その間お父さんのことを本当のお父さんではない と考え続けてイラ立つていたわけではありません。………」と述べ、また、検察官に対する同年八月八日付供述調書では、「お母さんが戻つて来ましたので、何か食べる物はないかと思つて一階へ下りて行つたように思います。お母さんが本当のお母さんであるかどうかを確かめるつもりで一階に下りたのではないと思います。……私からお母さんには声はかけずに、お母さんの顔を見たのですが、見ていると 何となく違う人に見え、私は三〇秒ほど顔を見ておりましたが、お母さんに似ては いるものの、この女はお母さんとは違うなと思いました。どこがどう違うのか、具 いるものの、この気はの母さんとは遅りなど思いました。とこかとう遅りのか、具体的には説明できませんが、お母さんとは顔が違うと思つたのです。私が両親を本当の両親ではないのではないかと疑い出したのは、一か月ほど前の二月初めころからのことでした。例えばお母さんの場合、お母さんの顔を見た時に似てはいるけれども微妙に違う気のすることがあつたのです。しかし、違う気がすることがあつた。そのままずつと疑うというわけではなく、直ぐ忘れてしまい、その後暫くして、また顔を見た時にまた疑うといった状態であり、事件までにお母さんのことを関すてけないたと思った。 別人ではないかと疑つたのは二回か三回程度でしたし、別人だと確信していたわけ でもありません。お父さんについても、事件の一か月くらい前からこれは本当のお 父さんではないのではないかと疑うことがありました。そう疑う時には、本当のお父さんに比べて体が大きく見えたり、あるいは顔が違うように見えたりしたかでてす。しかしお父さんの場合もパツと見て疑うが、直ぐに忘れてしまい、その後また疑うことがあつても顔を見なければ疑いが消えるといつた状態であり、約一か月間 に、お父さんのことを疑つたのは四、五回でした。……三月二日の夜傷跡を見せ て貰つたところ、男のへそのところで傷跡の線が曲つていたりしており、私の記憶 にあるお父さんの傷跡とは違うように思いました。ですからお父さんについては三 月二日夜の段階で、これは本当のお父さんではない、別人だと思つたのです。…… …お母さんの顔を見ている間、そしてこれはお母さんではないと思うようになつて

いる時に……、しかしそれと同時にこれから家に戻つてくる、お父さんになつている男に不安も感じました。お父さんになつている男が家に戻つてきて、この女が死んでいるのを見つければ、一体私に何をするかという不安を感じたのです。…… …」と述べているのである。

これらの被告人の供述を見るかぎり、被告人のカプグラ症候群と呼ばれる妄想は、E鑑定が指摘しているように、本件の約一ケ月位前から牢固たる確信として終始被告人に内在していたわけではなく、本件各犯行の時点ではかなり強固なものであったことは否定できないけれども、それ以前においては生じたり消えたりする浮動的なものであり、かつ、その内容も半信半疑という非確信的なものであり、また、完全に別人が入れ替つているというのではなく、本人と別人とが写真の二重写しのような形で重複しているという形態のものであるといわなればならない。

- (2) また、被告人の本件犯行の際及びその前後の行動をみると、被告人は自己の置かれた時間的、場所的状況や周囲の者の行動等をかなり的確に把握し、その把握した事態に応じて自己の意図するところを実現するために、適切、合目的的に行動していることが認められ、さらには、被告人がかかる状況について、本件犯行後相当の日数が経過した後においても、なお鮮明詳細な記憶を有していることが認められるのである。このことは、本件各犯行当時被告人の意識は清明であつて何らの意識障害もなく、また、見当識もよく保たれていたことを物語つているといわなければならない。

物語つていることなどの事情も認められるのである。

(4) 以上の諸事情を総合すると、本件各犯行当時被告人のカプグラ症候群と呼ばれる妄想は、かなり強く被告人を支配しており、被告人は右妄想に引きずられて本件各犯行に及んだものであることはまぎれのない事実ではあるけれども、右妄想は未だ被告人の人格の中核にまでも浸透してこれを完全に支配していたものではなく、一面ではなお正常な意識が残つていたことは否定しがたいところと思料されるのであり、B鑑定はこの点において首肯しがたいものを含んでいるといわなければならない。

五、次に、右の三つの鑑定を対比するとき目につくのは、このカプグラ症候群と呼ばれる妄想から、「両親になりすました別人に攻撃される」という被害妄想が派生的に生じ、この被害を想が競合的に本件の動機に何ある影響作用を及するとする点では、右の三つの鑑定は共通しているの影響作用のようなよいであるとは、本件の二、三日前からは大きな事情がある。というであるといっていることが認められるのであるといってものであるとはいってもの影響がよりといっていることである。というであるというなは、エユアンとものと異ながないであるというであるというであるというである。というではないではないではないではないの内容も被告したのではないないではないの内容も被告したのではないではないの内容も被告しているときのではないの方法というのではないの方法といるがあるという恐怖感が現われていたとしながない。という恐怖感が現われていたとしながない。という恐怖感が現われていたとものではなかったとないるようである。

そこで、まず、この点に関する被告人の供述をつぶさに検討してみると、 司法警察員に対する昭和五九年三月六日付供述調書では、「私は、『人の家に上り込んでふざけた女だ殺してやろう』と思い、台所に行き、流しのまな板の上の包丁を右手に持ち、一階の女の所に行きました。」と述べ、司法警察員に対する同年同月九日付供述調書では、「そのナイフは三月一日頃の昼頃から持つていました。そ の理由は、持つていた方が安全で気持ちが治ると思つていたからです。」と述べ、 検察官に対する同年八月八日付供述調書では、「それは、シンナーを吸つていて、 漠然とした怖さだつたのですが、何となく怖い気持になり、ナイフを持つていた方 が安全だという気持になつてナイフをズボンにはさんでシンナーを吸うようにして いたのです。その時の怖さとは、具体的にどこの誰から何をされるとはつきり考え ていた怖さではなく、先程も云つたとおり漠然としたものだつたのですが、シンナ 一を吸い終わりますとその怖さがなくなりますので、その怖さがなくなつてナイフ のことに気付けば、また引出しに戻したり、あるいは枕の下に置いたりしており、 翌日、またシンナーを吸う時にズボンにはさんでシンナーを吸うという状況だつた のです。……三月三日の場合も……、シンナーを吸つている時の何となく怖い 気持は、吸い終つて三〇分もしたころには消えておりました。ですから、この日お 母さんが家に戻って来た時には怖さは消えておりました。……お父さんについては三月二日夜の段階で、これは本当のお父さんではない、別人だと思つたのです。しかし、そう思つたからといつて、その男をどうこうしようとは考えませんでした。ただ、何となく気味が悪い感じはしました。……その女には私を襲う気配はたました。 ありませんでしたから、私はその女から殺されるとか、何かされるといつた恐怖心 や不安を感じたわけではありません。しかし、これは違う女だと思つた私はカツと なり、頭に血が昇りました。………お母さんではない女が、お母さんになりすまし これまで私にやれ仕事をしろとうるさく文句を云つたりしていたのだと思い、 それでカツとなつて血が昇つてしまったのだと思います。カツとなった時には、 の女は許せない、殺してやれという気持になつておりました。……ところで、お父 さんのふりをしている男は三月二日の夜も、別に私を襲いませんでしたし、私に危害も加えませんでした。ですから、その男が三月三日の夜、家に戻つてから私を殺 すに違いないと思つていたわけではありません。その男が刃物を持つていると思つ ていたわけでもありません。しかし、その男に対しては不安を感じておりました。 男を家の中に入れて男が女の死体を見つければどうなるか、私が女を殺したことを 知れば男は私を襲うのではないかという不安を感じておりました。……私の気持 の中に、本当のお父さんに対する恐ろしさ、どうしても一対一では勝てないという 気持があつたために、相手の男をお父さんではないと思いながらも相手が何もしな

いうちに私の方から先制攻撃で殺すしかないと考えたように思うのです。」などと 供述しているものである。

さらに、原審公判廷においても、(問)「あなたの調書によると、今読んでもらったと思いますけれども、自分のお母さんになりすました女の人が目の前にいる記憶にないんですが。」(答)「記憶にあります。」………(問)「それで我へんだけなら見ればふざけた女だと思うだけで刺してやろうというふうには考えないん。」がら見ればふざけた女だと思うだけでありにはおいてしまっというなうにはなってもでいる。それで刺してやろうというふうにはなってしまったのにはないでと、「だと思います。」………(問)「このお母さんと違う女がいてしまった。」(答)「だと思います。」………(問)「このお母さんだ母されている。」(問)「それだけでどうして殺す気になったんだね。」というのはなずなんだろうかと思うんだけれども、あなた自身で説の時点ではないまっている。」というのはなずなんだろうかと思うんだけれども、あなた自身で説の時点である。」(答)「説明できません。」というかぎり、母さいるのはなずなんだろうかと思うんだけれども、あなた自身で説明できません。」というかぎり、母さいるのはなずなんだろうかと思うんだけれども、あなた自身で説明できません。」というかぎり、母さいることによるないる。」(答)「説明できません。」というかぎり、母さいたがいる。これでは、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本により、日本によりま

2、 これらの被告人の供述にしたがうかぎり、母親に対する犯行の時点で、B鑑定のいう「両親と入れ替つた男女から殺されてしまう」という被害妄想が確信の程度にまでいたつていたとは到底考えられない(E鑑定における問診において動きにおける問診において動きと思ったのは。」(答)「時々頭に浮かると思って、パッと台所に行って包丁を持ってきたんです。……違う人に見えて殺していると思った瞬間に台所に行って」と供述しているにすぎず、かかるるといると思った瞬間に台所に行って」と供述しているにすぎず、かかるる。)が強固に自分を支配していたという趣旨のことは全く述べていないのである。どのことは、現に、被告人が母親を襲ったとき、母親はコタツに坐ってテレ、が強固に自分を支配していたという趣旨のことは全く述べていないのであるといわなければならない。

3、たしかに、カプグラ症候群と呼ばれる妄想によつて、被告人が実母に腹を立てたことは、それはそれなりにある程度了解可能であるにしても、それが実力にあるといわなければない。したしながら、この点は、必ずしも母親を襲つた時点において、被告人の内がらい、日鑑定のように「両親になりすました別人から殺される」という被害をとれて、の確信の水準まで高められて存在していたと考えなければ理解しえなとはは、このの確信の水準まで高められて存在していたと考えなければ理解しえなとと生でいた本件犯行当時の被告人の心理状態を、通常の精神状態にある者にとどもに理解しうるような合理的な説明がなされた心理テストの結果によるまではいえないにしても、両親、とくに母親から日頃も、世格傾向、従来不和とまではいえないにしても、両親、とくに母親から日頃

よつて、刑訴法三九六条により本件控訴を棄却し、当審における未決勾留日数の 算入につき刑法二一条を、当審における訴訟費用を負担させないことにつき刑訴法 一八一条一項ただし書を各適用して、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 石丸俊彦 裁判官 小林隆夫 裁判官 日比幹夫)